

第17章 シンガポールにおける高齢者扶養の現状と現役世代の老後意識
—日本との比較から—

大和 礼子

Chapter 17 Support for the elderly in Singapore: a comparison with Japan

Reiko YAMATO

Singapore is facing a challenge of maintaining the well being of its increasing elderly population while maintaining economic growth. Singapore's social security system is centered on the Central Provident Fund (CPF). The present paper aims to explain what CPF is, and then, based on interviews of middle-class middle-aged Singaporeans, to show how they provide for their elderly parents and what they expect of their children in their own old age. The central premise of Singapore's social security system is self-reliance and mutual support within the family. The CPF is a government scheme to help people do so. Therefore, the CPF is not a system for social support, but one for promoting self-help within the immediate family. With such a social system as a background, Singaporeans cope with childcare, elderly care and daily household chores by exchanging money and services between separate family households. For instance, it is often observed that each of the adult children gives an allowance to their parents even if they do not live together; the adult children and his or her family stop at their parents' home every evening to eat a dinner that the parents or a maid at the parents' house has prepared; the maid is not paid by the parents but by all siblings in cooperation; the siblings and their families take laundry to their parents' home to have the maid wash them. Most interviewees, however, do not want to depend on their children in their old age because they know providing for elderly parents is not easy, and because they have far fewer children to depend on than their parents have. However, interviewees think that CPF only is not enough to live an independent life after retirement. They prepare for their old age with other kinds of income such as private insurance benefits, income from rental, their own employment, or business. In conclusion, it is argued that the way of supporting elderly citizens in Singapore will be transformed to some extent in the future.

1 はじめに

2000年におけるシンガポールの65歳以上人口の割合は、7.3%であり、高齢化社会を迎えている。また予測では、2015年には65歳以上人口が11.3%となり、早晚14%を越え高齢社会を迎えるであろうと考えられている。

このような速いスピードの高齢化の中で、シンガポールは現在、経済成長を維持しつつ高齢化に対処するという課題を負っている。シンガポールの社会保障制度の中心となっているのは、Central Provident Fund (CPF) である。^①CPFとはどのような制度なのだろうか。^②CPFのもとで、人々はどのようにして高齢者を扶養しているのか。^③また人々は、自分自身の老後に対してはどのような意識を持っているのだろうか。本章では、日本との比較を行いつつ、このような点についてみていきたい。

2 少子高齢化の程度

はじめに、シンガポールと日本における第2次大戦後の人口学的变化を見ておこう。表17-1で合計特殊出生率を見ると、日本では1960年にはすでに2人になっていたが、シンガポールでは同時期に5.5人であった。つまり1960年ごろ生まれて現在40歳代のシンガポール人は、多くのきょうだいがいることになる。このことは、その親の側から見ると、自分の老後を支えてくれる子どもがたくさんいるということである。しかしその後、シンガポールでは出生率は急速に下がり、1980年には日本と同じ水準の1.8人にまで下がった。1990年にはシンガポールで1.8人、日本では1.5人となっている。1960年生まれで現在40歳代の人が、20歳代で子どもを生んだと考えると、1980年～1990年がその時期にあたる。この時期の合計特殊出生率は、シンガポールが1.8人、日本が1.8～1.5人となっている。

このことから、シンガポールにおいては、現在40歳代の人は、自分の親とともに支える多くのきょうだいをもっているが、自分の老後を支えてくれる子どもは、1人か2人しかない。つまり、子どもの数という点から見て、自分の親の老後と自分の老後は大きく異なっている。一方日本においては、現在40歳代の人は、自分のきょうだいも1～2人、自分の子どもも1～2人であり、老後を支えてくれる子どもの数という点から見て、自分の親の老後も自分の老後も大きくは変わらないといえる。

次に65歳以上の人口の割合を見ると、2000年では、日本は17.3%である。それに対してシンガポールでは7.3%であり、いわゆる高齢化社会になっている。これは日本における1970年あたりの数値である。また老人人口指数（15～64歳以上の人口に対する、65歳以上人口の割合）をみると、日本では2000年で25.5%であり、4人の働き手で1人の高齢者を支えていることになるが、シンガポールのそれは10.2%、つまり10人で1人の高齢者を支えており、これも日本の1970年とほぼ同じ数字である。

以上から、シンガポールの2000年現在の少子高齢化の程度は、日本の1970年代とほぼ同じ水準だということができる。

3 高齢者を支える公的制度

3.1 日本における制度

次に両国における高齢者を支える公的制度を見よう。まず日本の制度について簡単に見て

おこう。日本では、第2次世界大戦前は、高齢者の扶養は家族の私的責任とされ、官吏や軍人に対する恩給を除いては、公的年金制度はほとんど発達していなかった。したがって、戦後の1960年当時、恩給や年金を受けていた人は65歳以上人口の1割にも満たなかつた。1961年に国民年金保険が発足したが、将来の予定受取額はわずかであった。また法施行時すでに高齢で拠出制の国民年金の対象者にされなかつた人々に対しては、無拠出の老齢福祉年金が採用されたが、その年金額もわずかであった（河畠、2001；百瀬、1997）。つまり1960年代初めに国民年金は実現したが、当時の高齢者は老後の経済的保障として公的年金をあてにできるような状況ではなかつたのである。しかし1973年の厚生年金保険法の改正にもとづき、厚生老齢年金の給付は画期的に充実した。この改正によって賃金スライド制や物価スライド制が打ち出され、以後、年金額は毎年のように引き上げられるようになった。その結果1980年代に入ると、年金によって子とは経済的に独立した生活を営める高齢者が増えていった（山崎、1988）。

身体的介護に関しては、貧困でなくかつ家族もある高齢者が利用できるような公的制度は、1980年代の末まで非常に少なかつた。しかし1980年代になると、家族による私的介

表 17-1 戦後における人口学的变化（シンガポールと日本）

	1950	1960	1970	1980	1990	2000
シンガポール	合計特殊出生率	6.4	5.5	3.0	1.8	1.8
	平均寿命	60.4	64.5	68.7	71.3	75.0
	60歳以上人口の割合(%)	3.7	3.7	5.7	7.2	8.4
	65歳以上人口の割合(%)	-	-	-	4.9	6.0
	60歳以上人口に対する 70歳以上人口の割合(%)	36.4	32.3	30.3	37.1	42.3
	老人人口指数	4.2	3.8	5.4	6.7	7.6
	従属人口指数	75.0	80.0	79.6	52.6	39.6
日本	合計特殊出生率	3.7	2.0	2.1	1.8	1.5
	平均寿命（男）	59.6 ^(a)	65.3	69.3	73.4	75.9
	（女）	63.0	70.2	74.7	78.8	81.9
	60歳以上人口の割合(%)	7.7	8.9	10.6	12.9	17.5
	65歳以上人口の割合(%)	4.9	5.7	7.1	9.1	12.1
	60歳以上人口に対する 70歳以上人口の割合(%)	36.5	38.5	39.4	44.2	45.2
	老人人口指数	8.3	8.9	10.3	13.5	17.3
本邦	従属人口指数	67.7	55.9	45.1	48.4	43.5
						46.9

(a) 1950-52年

出典：Hermalin (2003); Singapore Department of Statistics (2001); Edmond Lee Eu Fah and Yeo Yen Fang (2003); 総理府統計局編(2003); 矢野恒太記念会編(2000); 「国勢調査」(各年)。

護を問題視する動きが社会的に目立つようになった。これらに促されて厚生省は1989年に「高齢者保健福祉推進十か年戦略（通称ゴールドプラン）」を策定し、家族があり低所得でもない高齢者も公的サービスを利用できる方向を推し進めた。2000年からは40歳以上の人々を強制被保険者とする公的介護保険制度が始まった（河島、2001：百瀬、1997）。

3.2 シンガポールにおける制度

これに対してシンガポールの公的制度はどのようなものだろうか。シンガポールの高齢者に対する公的支援制度の中心は Central Provident Fund (CPF) である。これについて Hateley and Tan (2003) をもとに説明しよう。

CPF は 1955 年にイギリスの植民地政府によって始められた、労働者に対する確定拠出型の強制貯蓄制度である。当初の目的は労働者の老後生活に備えるためであった。当初の拠出率は所得の 10% であったが、その後引き上げられ、1998 年末では、雇用者と被雇用者がそれぞれ 20%ずつ、計 40% を拠出していた。しかし 1997 年の経済危機に対する対応として、1999 年 1 月に雇用者の拠出分は 10% に引き下げられた。その後、雇用者の拠出分は 2000 年の 4 月に 12% に引き上げられ、さらに 2001 年の 1 月には 16% に引き上げられた。CPF に対しては、拠出時も引き出し時も、税は免除される。

CPF のメンバーは、通常口座 (Ordinary account)、医療口座 (Medisave account)、特別口座 (Special account) の 3 つの口座を持つ。メンバーの退職時（現在通常 62 才）には、特別口座は閉じられ、その資金は新たに開かれる退職口座に移されることになる。まず通常口座は、住宅の取得、自分および子どもの高等教育の費用、定められた範囲の投資、民間の保険の購入、親の退職口座への積み増しなどに使われる。次に医療口座は、自分および近い親族の入院費用、定められた範囲の外来治療費用、医療保険の購入などのために使われる。そして特別口座は退職後の生活のために使われる。これら 3 つのうち、多くの人が拠出のもっとも大きな部分を振り分けているのが通常口座で、次に医療口座である。老後費用のために設けられている特別口座への拠出は少ない。1999 年 1 月以後の労使の拠出割合があわせて 30% (20%+10%) に減らされたときは、特別口座への振り分けはほとんどなかった。2001 年以後の 36% (20%+16%) に引き上げられて以降も、55 歳以下のメンバーでは、通常口座への振り分けは 20% 以上、医療口座へは 6~8% なのに対して、特別口座への振り分けは平均で 4~6% に過ぎない。

CPF の投資を決定するのは、私的株式会社である the Government of Singapore Investment Corporation であり、これは議会の監視やその他の公的監視を受けない。CPF の主な投資先は非市場的な政府の債権などである。2000 年における 1 人あたりの CPF 残高は S\$31,354 であり、平均年収より少ない。ファンドの安全を考えた投資のため、CPF のリターンは市場金利より低くなっている。

CPF は当初、老後の生活のために設けられたが、その後さまざまな目的のために引き出すことが可能になった。主な目的として次のようなものがある。

まず住宅取得のために、通常口座から資金を引き出すことができる。先ほど述べたように、CPF は長期投資にもかかわらず、そのリターンは低い。したがって人々は、CPF に資金を預けたままにしておくより、その資金を不動産を買うために使う。そちらの方が有利な投資だと考えられているからである。この結果、シンガポール人の住宅保有率は非常に高

い。しかし資金をこのような目的のために引き出してしまうため、退職時には CPF の中に老後のための資金はあまり残らないことになる。つまり「現物資産（不動産など）はあるが、現金はない」(asset-rich, cash-poor) という状態におかれるのである。

次に、医療のための費用を医療口座（メディセイブ）から引き出すことができる。医療のための CPF 関連の制度としては、メディセイブのほかにメディシールドとメディファンドがある。まずメディセイブは、自分、またはごく近い親族の医療のために使うことができる。メディセイブへの拠出は、1998 年までは自営業者に対しては任意だった。また 2002 年 10 月までは、メディセイブの資金は入院における限られた治療にしか使えなかつたが、10 月以降は外来にも使えるようになった。メディセイブから引き出せる金額は、それぞれの治療によって上限が設定されており、また治療の種類に関わらず 1 日 300 ドルまでしか使えないという上限もある。これを越える場合の治療費は、他の方法でまかなわなければならない。またメディセイブ口座には最低残高要求 (the minimum sum requirement) があり、最低 S\$17,000 (55 歳以上は S\$19,000) を口座に残しておかなければならない。しかし現実には、2000 年の CPF 委員会のレポートによると、CPF メンバーのうち、55 歳時に要求された残高があったのは 56%だけだったという。また平均残高は 1999 年で、S\$7,125 ドルであった。この不足分をうめるために、子どものメディセイブ口座から資金を移してもらうことができる。1996 年の統計によると、高齢者の医療費の 55%は子どもの口座からの移し変えによってまかなわれていた。さらに、メディセイブ口座の残高がなくなったら、通常口座から自動的に資金が移される。したがってそれ以外の目的に使うための資金（たとえば CPF の当初の目的であった退職後の生活費）がそれだけ少なくなるのである。

医療のための制度としては、メディセイブのほかに、メディシールドとメディファンドがある。メディシールドは、任意加入であり、メディセイブではまかないきれない高額の医療費が必要な病気（自分または家族の）に備えるための制度である。拠出はメディセイブの口座から移しかえられる。ただしメディシールドの引き出しにも、年 S\$20,000、生涯 S\$80,000 という上限がある。メディシールドは任意とはいっても、加入しないという意思表示をしない限り、自動的に加入することになる制度である。1996 年の統計によると、61 ~70 歳の CPF メンバーのうち、25%が加入しないという選択をしている。その理由はおそらくメディセイブの残高が十分ないからであろう。メディシールドよりさらに高額な医療費に備えたい人のためには、メディシールドプラスという制度もある。

最後にメディファンドは、貧困層向けの制度であり、個人の拠出ではなく、政府が拠出したファンドの利子から支払われる。2001 年では、60 万人がメディファンドからの医療費援助を申請し、そのうち 99.2%が資金援助を受けた。

さらに CPF は、退職後の生活費に使うことができる。55 歳以降になると、最低残高要求を満たす金額を残して通常口座と特別口座からお金を引き出すことができ、また S\$19,000 を残して医療口座からお金を引き出すことができる。この最低残高要求制度は、老後の備えのための制度である。2000 年ではその金額は S\$65,000 で、そのうち S\$25,000 は現金で残しておかなければならない。政府は最低残高を 2003 年には S\$80,000 に引き上げることを目指している。この資金を用いて、老後の生活のための年金を買うことが奨励されている。これ以外の方法としては、その資金を政府が定めた銀行に預けるか、CPF にそのままおいておき、月 S\$230 (カップルで S\$345) の年金を受け取るという方法を選ぶこともでき

る。ただし、先に見たように住宅購入や医療費などで資金を使ってしまい、残高不足になっているため、この制度を使えない人が多い。また、たとえ政府の計画通り S\$80,000 ドルの残高があったとしても、それによって得られる年金は月 S\$583（金利 5%で 17 年間運用という仮定）と推計され、これだけではゆとりのある生活はできない。結果として、高齢者の生活費のサポートは、家族（特に子ども）の責任となっている。

また CPF は投資に使うこともできる。つまり、CPF の一部を老後の資金を増やすための投資商品の購入に使うということである。以前から CPF を使って、限定された範囲の株などを買うことは許されてきた。さらに 2001 年 1 月からは、この目的のためには、最低残高要求に従う必要がなくなった。投資は通常口座と特別口座から買うことができるが、特別口座の資金引き出しは、リスクの低い投資に対してのみ許されている。ただし現実には、投資によって資金を増やすことは難しいようである。経済危機の影響もあるが、1998 年では、CPF の金利より高い投資リターンを得た人は約 1 割に過ぎないという研究がある。

最後に CPF は、自分自身あるいは自分の子どもの高等教育の費用のために使うことができ、これは通常口座から引き出される。

では CPF は高齢者の生活保障に、どの程度役立っているであろうか。CPF により、住宅に関しては、多くのシンガポール人は、退職後に住む住宅を所有している。また医療についても、少なくとも短期の入院治療に対しては備えがある。ただしその備えの中には、家族のメディセイブ口座からの資金移動も重要な要素として含まれる。また、メディセイブ、メディシールド、メディファンドといわれる 3M の制度は、主に短期の入院ケアの費用をまかなうためのもので、長期の入院ケアを十分支えうるものかどうか疑問視する研究者もいる。

このように、住宅、メディセイブ、各種保険の購入、教育費の支払い等をした後、老後の生活のための費用としては、その生活を支えるだけの残高はあるのだろうか。1995 年の高齢者調査によると、55 歳以上の人のうち老後の資金計画を持っているのは 13% に過ぎず、残りの 87% は老後の備えをしていない。その理由として 77% の人が、子どもがサポートしてくれるからと答えている。また、シンガポール政府は高齢化に対処するための各省横断的な委員会（Inter-Ministerial Committee on the Aging Population、以下 IMC 委員会）を 1998 年に立ち上げ、同委員会は 1999 年に報告書を提出した。この報告書によると、1998 年に 55 歳になった CPF メンバーのうち最低残高要求を満たしているのは、25% 以下である。つまり現在の高齢者は、老後の生活費を子どもに支えてもらっているのである。

しかし、先に見たように、現在 40 歳代の人々は、子どもが 5~6 人という現在の高齢者とは異なり、子どもの数が 1~2 人と少ない。したがって将来子どもに頼ることは今以上に難しくなるだろう。そうなった場合、現行の制度である CPF によって老後の生活を支えることができるのだろうか。

CPF 残高にはコーホートによって違いがある。現在 70 歳以上の人は、CPF が始まる前に働き始め、CPF 開始後も拠出率は 10% であったし、所得水準自体も低かった。しかし 50 歳以下の人は、経済成長が著しかった 1970 年以降に働きはじめ、高い所得と高い拠出率を経験している。したがって 50 歳以下の人は、現在の高齢者よりも退職時の残高は大きいことが予測できる。これらの世代は、CPF だけで老後の生活をまかなえるのだろうか。この点について、何人かの研究者たちが将来の CPF 残高の予測をしている。研究者たちの推計

によると、その結果はおおむね一致しており、平均的な所得の人では、CPFによって得られる老後の所得は、退職前所得の30～40%である。したがって現在の制度のままでは、50歳以下の人でも平均的な所得である場合は、子どもからの支援がない場合は、老後の生活は厳しいと思われる。

2001年からは老後の生活費のためのCPFの拠出を促進するべく、補足的退職後生活支援制度（Supplementary Retirement Scheme）が開始された。この制度は、拠出は任意であるが、62歳以下の引き出しには、引き出し額の5%のペナルティ課金がある。またこの制度への参加を促進するために税の優遇措置があり、拠出は税控除ができ、引き出し時には引き出し額の半分だけに課税される。また運用によって得られた利益には課税されない。

以上のように、現在の高齢者はそのほとんどが老後の生活を子どもに頼っている。一方、50歳以下の人々については、CPFの残高は現在の高齢者より多いと予想できる。その中でも所得の高い人は、CPFと、勤めている会社の退職金制度や個人保険によって、老後の経済的自立は可能であろう。しかし平均的な所得の場合は、子どもたちからの支援が必要となると予想されている。

3.3 シンガポールと日本の制度の比較

以上のようなCPFの制度を日本の公的年金や公的医療保険と比較してみよう。日本の制度は、これらの社会保障の資格取得に関しては、妻が夫の被扶養者として資格を取得し、公的年金や医療保険でカバーされるという仕組みが見られる。つまり夫婦を1つの単位とみなすというカップル単位の思想がその背後にある。しかし給付の財源という点から見ると、公的年金や公的医療保険の給付の財源は、同時代の現役世代とその雇用者の保険料拠出と税金で支えられている。

それに対してシンガポールの制度は、CPFの資格取得は個人単位である。しかし財源という点から見ると、同時代の人が全体で支えるのではなく、あくまでも個人とその雇用者の拠出による。さらに、子どものCPF口座から親のCPF口座への資金の移動が可能という仕組みに見られるように、夫婦だけでなく、成人子とその親、場合によっては兄弟姉妹なども含めた近い親族を1つの単位とみなし、その家族が生活を支えるという思想がある。

つまり、社会保障制度の基本単位としては、日本は、「資格取得はカップル単位、しかし財源は社会全体が単位」であるのに対し、シンガポールは「資格取得は個人単位、しかし財源は家族が単位」であり、社会全体で支えるという仕組みはない。シンガポールの社会政策の基本は、自助（ただしこの中には家族共同体内の自助も含まれる）であり、それを可能にする仕組みをCPFという強制貯蓄制度によって政府が用意しているということができる。

4 既存の統計調査からみる高齢者扶養の実態と意識

4.1 高齢者扶養の実態

次に高齢者の扶養がどのように行われているのか、また人々はそれについてどう考えているのかについて、シンガポールと日本における既存の統計的調査を比較することによってみていく。

両国における伝統的な高齢者扶養のあり方は、子どもとの同居である。このような方法

で生活している高齢者はどれくらいいるのだろうか。表 17-2 によると、シンガポールでは 73.8%の人々が子どもと同居しており、その大部分は、働いていて収入がある子どもとの同居である。夫婦のみで暮らしている人や単身の高齢者は合わせても 2 割である。それに対して日本では、子どもと同居している高齢者は約 5 割に過ぎない。特に伝統的な形態である、既婚の子ども夫婦との同居は 3 割だけであり、残りの 2 割は単身の子どもとの同居である。また日本では、夫婦のみという世帯が 32.5% とかなり多い。また単身で暮らす高齢者も 14.5% とシンガポールの 2 倍以上の割合で存在し、この 2 つをあわせると約 5 割にのぼる。

表 17-2 65 歳以上の人々の世帯形態の比較（2000 年）

	シンガポール	日本
子どもと同居	73.8 (働いている子ども 66.3) (働いていない子ども 7.4)	49.5 (子ども夫婦 29.4) (単身の子ども 20.1)
夫婦のみ	13.9	32.5
単身	6.6	14.5
その他	5.7	3.5
計	100%	100%

出典：Singapore Department of Statistics (2001)；「平成 12 年国勢調査」。

次に表 17-3 で高齢者の主な収入源をみよう。表の数値は、シンガポールは個人を単位とし、日本は世帯を単位としている。またシンガポールの統計における回答の選択肢と日本のそれも異なっている（具体的には、シンガポールの統計では、「公的年金・恩給」や「その他の社会保障による給付」という選択肢は存在しないが、日本の統計ではそれらが存在する。逆に日本の統計では、「家賃収入など」と「貯蓄・利子」という選択肢はなく、これらをあわせたものとして「財産所得」という選択肢となっている）。このように統計の取り方に違いがあるので、単純な比較はできないが、およそその傾向はつかむことができると思われる。

まずシンガポールでは、主な収入源として家族から生活費をもらう人があげられる人が、77.3% にものぼる。そのほとんどは子どもからの生活費である。次いで稼働所得があげられているが、これは約 1 割である。次いで貯蓄・利子をあげる人が 8.1% となっているが、この中心は先に説明した CPF、あるいは CPF によって購入した年金や投資による利益だと考えられる。それに対して日本では、主な収入源として公的年金・恩給をあげる世帯が 65.7% ともっとも多い。ついで稼働所得をあげる世帯が約 2 割となっている。日本では、家族からの仕送りをあげる世帯は、わずか 4.3% にすぎず、シンガポールとは大きな違いがある。つまり、シンガポールの高齢者は主に子どもからもらうお金によって生活しており、それに対して日本の高齢者は、主に公的年金・恩給によって生活している。

では、日本の高齢者はどのくらいの人が公的年金制度によってカバーされているのであ

ろうか。表 17-4 に示したように、日本では、2000 年時点で、60 歳以上の高齢者がいる世帯のうち 90% は年金を受給しており、65 歳以上の高齢者のいる世帯では約 97% と、ほぼすべてといつていい世帯が公的年金・恩給を受給している。実際の受給額にはばらつきがあり、多い世帯も少ない世帯もあるが、少なくとも日本では、公的年金・恩給が高齢者の生活費として中心的な位置を占めているということができるだろう。

表 17-3 高齢者の主な収入源（2000 年）

	シンガポール (65 歳以上の人)	日本 (高齢者世帯) *
稼働所得	9.9	20.5
家賃収入など	0.7	7.8
貯蓄・利子	8.1	
公的年金・恩給	—	65.7
他の社会保障	—	1.6
家族から	77.3 (子どもから 75.0) (配偶者から 2.3)	4.3
その他	4.0	
計	100%	100%

* 65 歳以上の者のみ、あるいはそれに 18 歳未満の未婚者を加えた世帯

出典：Singapore Department of Statistics (2001)；厚生労働省「平成 13 年国民生活基礎調査」。

表 17-4 公的年金・恩給を受給している者のいる世帯割合の推移（日本）

	60 歳以上の者のいる世帯のうち、受給者のいる世帯(%)	65 歳以上の者のいる世帯のうち、受給者のいる世帯(%)	高齢者世帯のうち、受給者のいる世帯(%)
1980	86.5	93.8	...
1990	89.5	96.7	...
2000	90.0	96.6	96.1

出典：厚生労働省「平成 13 年国民生活基礎調査」。

さらに表 17-3 で注目すべき点は、稼働所得をあげる割合が、シンガポールでは 9.9% なのに対し、日本は 20.5% であり、日本の方がかなり多いことである。ただし、統計の取り方が個人か世帯かによって違いがあるので単純な比較はできない。そこで表 17-5 で、高齢者の労働力率について、シンガポールと日本を比較した。その結果によると、60 ~64 歳の年齢層では、シンガポールでは男女計で約 3 割が労働力であるのに対して、日本のそれは 55.5% にもなる。男性だけを見ると、シンガポールは約 5 割が働いているが、日本は 7 割以上が働いている。また 65 歳以上については、公表されている統計の年齢階層の

分け方が異なるのであるが、やはり日本の方が、男女とも、かなり労働力率は高いと考えられる。したがってシンガポールより日本の高齢者の方が働いている割合が多い。逆にシンガポールの高齢者は働く機会が相対的に少ないと考えられる。

表 17-5 60 歳以上の年齢別労働力人口の比較（2000 年）

	シンガポール	日本
60-64 歳 (計)	31.7	55.5
(男)	49.6	72.6
(女)	15.3	39.5
65-69 歳 (計)	17.9	22.6
(男)	29.5	
(女)	7.5	
70-74 歳 (計)	9.1	34.1
(男)	15.9	
(女)	3.6	
75 歳- (計)	3.2	14.4
(男)	6.3	
(女)	1.2	

出典：Singapore Department of Statistics (2001)； 厚生労働省「平成 12 年労働力調査」

以上のような公式統計による傾向は、Hermalin (2003) によるフィリピン、タイ、台湾、シンガポールの 4 カ国における 50 歳以上の人々についての比較調査による知見とも一致している。つまり、シンガポール人は、主な収入源として子どもや親族からもらうお金をあげる人が 4 カ国中最多く、逆に稼働所得をあげる人は、4 カ国中最も少ない。

さらに Hermalin (2003) は興味深い結果を報告している。まず、各国通貨を US ドルに換算して計算した場合、調査対象者の収入の平均値・最頻値は、4 カ国中、台湾に続いてシンガポールが高い。しかし、それぞれの国の一人当たりの GDP および GNP に対する 50 歳以上の人々の収入で比較すると、シンガポールの 50 歳以上の人々の収入の対 GDP・GNP 比は、フィリピンやタイのそれと同じ程度かそれを下回る場合もある。つまりそれぞれの国の平均的な所得と比較すると、シンガポールの高齢者の所得は 4 カ国の中でも決して多くなく、むしろ少ない方なのである。しかしながら、同じ 50 歳以上の人々に、主観的評価として収入が十分かどうかを尋ねると、フィリピン、台湾、シンガポールの 3 カ国中、十分と答えたものはシンガポールが最も多く、次いで台湾であり、フィリピンでは最も少ない。ではなぜシンガポールでは、実際の収入は他の国に比べて少ないにもかかわらず、主観的な評価としては十分と答える人が他の国より多いのか。Hermalin (2003) らの調査では、生活費を自分の代わりに子どもが払ってくれるという人（つまり子どもから直接生活費をもらっているのではないが、間接的に支援を受けている人）の割合は、シンガポールが最も多い。このことが、収入そのものは相対的に少ないにもかかわらず、シンガポール

の高齢者が生活費に不自由を感じている割合が少ないと想定される。

ただし、生活費に不自由を感じている人が少ないからといって、シンガポールの高齢者の幸福感が高いかどうかについては疑問が残る。Hateley and Tan (2003) によると、シンガポールの高齢者の自殺率は、1996年で、人口10万人あたり、65～74歳の男性では約32人、女性では約25人、75歳以上では非常に多くなり、男性では90人弱、女性では約56人である。日本の数字を見ると、65～74歳の男性では30人弱、女性では20人弱、75歳以上の男性では約54人、女性では約35人となる。つまり65～74歳では大きく違わないが、75歳以上の自殺率はシンガポールで非常に高い。シンガポールは先進国の中で高齢者の自殺率が非常に多い国の一つなのである。

高齢期に子どもと同居し子どもに扶養されていても、現在の高齢者にとって、それは必ずしも幸福とは限らない。このことを支持する知見がある。Hermalin (2003) によると、フィリピン、タイ、台湾、シンガポールに共通して、主たる収入源が子どもや他の親族からもらうお金であるという人は、それ以外（稼働所得、年金、財産所得など）が主な収入源であるという人より、その収入額は少ない。またシンガポールにおいては、既婚の子どもと同居している人は、単身世帯・夫婦世帯・未婚の子どもと同居している人よりも、収入額が少ない。これは、「子どもと同居していない高齢者は見捨てられた高齢者」というイメージとは異なる。シンガポールでは、子ども（特に既婚の子ども）と同居したり、子どもに生活費を依存している人は、それ以外の方法で収入を得ることが難しいから同居しているのだといえる。

4.2 高齢者扶養についての意識

このような現在の高齢者扶養の実態を背景に、人々は高齢者扶養についてどのように考えているのであろうか。

まず日本についてみてみよう。2003年の政府広報室の調査（内閣府大臣官房政府広報室、2003）によると、日本においては、公的年金にどの程度頼るかには年齢による差が見られる。60歳代では男性の88.7%、女性の81.9%、70歳以上ではそれぞれ81.1%、77.8%が「ほぼ全面的に公的年金に頼る」「公的年金を中心とし、これに個人年金や貯蓄などの自助努力を組み合わせる」と答えている。それに対して現役世代である40歳代でこのように答えるのは、男性60.9%、女性72%とやや少なくなっている。30歳代、20歳代はさらに少なくなっている。ただし「公的年金には頼らず、子どもなどによる私的扶養に頼る」という人は、女性の70歳以上で8.1%いるが、それ以外の性・年齢層ではいずれにおいても、そのように答える人は3.4%以下である。つまり老後の生活費を子どもに頼ると考えている人はほとんどいない。

また介護については、同じく政府広報室の調査（内閣府大臣官房政府広報室、2004）によると、望ましい在宅での介護形態について「家族だけで介護されたい」という人は、70歳以上で男性23.1%、女性13.4%、60歳代でそれぞれ17.5%と9.8%、また現役世代である40歳代では14.3%と4.8%となっており、高齢者が現役世代に関わらず、少数派である。多数派は、「家族介護を中心にホームヘルパーなども利用したい」「ホームヘルパーなどを中心とし、家族介護も受けたい」と答えている。

つまり日本では、多数派の人が、自分の高齢期における扶養・介護について、家族のみ

による扶養・介護という意識は持っていないといえる（ただし介護については、「家族介護を中心にホームヘルパーなども利用したい」という人が、特に男性で多数派を形成しており、「家族だけ」ではないが「家族を中心とする」という意識は根強く存在していることも事実である）。

これに対してシンガポールでは、現在の高齢者は、先に見た高齢者調査によると、ほとんどの人が老後の資金計画を持っていらず、子どもに頼ると考えている。では、現役世代は、自分の老後についてどう考えているのであろうか。この点について代表性のある統計的データを入手することはできなかった。そこで次に、現地で話を聞いた人々のケースを通じて、高齢者扶養が具体的にはどのように行われているのか、そして現役世代の人々がどのような考え方を持っているのかの一端を紹介したい。

5 インタビュー結果に見るシンガポールにおける高齢者扶養の実態と意識

インタビュー対象者は、現地の人々の紹介による、いわゆるスノーボール・サンプリングのような方法によって選ばれた。したがって代表性のあるサンプルとはいはず、どちらかといえば社会経済的階層の点からみて中～高階層の人が多いと思われる。そのような偏りはあるが、この階層の人々が具体的にどのようにして高齢者の扶養を行い、どのような意識を持っているのかの一端を示すことはできると思われる。

インタビューを通じて印象的だったのは、次のような点である。

5.1 別居親族世帯を結ぶ金銭と家事サービスの絆

まず、日常生活のための金銭や家事サービスのやり取りが、同居世帯の範囲を越えて非常に頻繁に行われており、これらを通じて別居している世帯が相互に緊密に結ばれているという点である。日本では、日常生活の次元では、同居家族が、経済および家事サービスの面で1つの単位と考えられる傾向がある。もちろんこの単位を越えた金銭やサービスの授受も行われているが、その程度はシンガポールに比べてかなり少ないのでないかと思われる。シンガポールの例を見てみよう。

A 氏は40歳代の男性で、会社員である。妻は30歳代で同じく会社員である。4歳と1歳の子どもがいる。まずA氏自身の父母についてみると、父母は高齢で、仕事はしていらず、特に母は要介護状態であり、在宅でメイドと家族による介護を受けている。この父母は、娘=A氏の妹（既婚、子ども2人、有職、メイドを雇用）と同居している。父母の生活費は、同居の娘がおもに支払っているが、残りのきょうだい4人も分担している。母の介護は、おもにメイドが行い、同居の娘も手伝っている。A氏も週2回、夜2時間程度、介護を手伝いに行っている。A氏の4歳の子どもが小さいときは、この母とメイドが子どもの世話をしていた。

次にA氏の妻の父母について見よう。妻の父母も退職しているが、健康であり、娘=A氏の妻の姉（独身、有職、メイドを雇用）と同居している。A氏の4歳の子どもは昼間、託児を兼ねた子ども教室に通っているが、教室終了後は、妻の父母の家で預かってもらっている。A氏とその妻は、仕事が終った後毎日、この妻の父母のところへ立ち寄り、そこでメイドが作る夕食を、妻の父母や妻のきょうだいたちと一緒に食べてから、子どもをつれて自宅に帰宅する。毎週土曜日の夕食も妻の父母のところで食べる。また掃除やアイ

ロンといった家事は、毎週土曜日に、妻の父母のところのメイドが A 氏宅にやってきて行う。妻の父母の日常の世話は、おもにこのメイドが行っている。そして妻の父母の生活費は、同居している娘が家賃・光熱費・食費などを払い、他のきょうだい（A 氏の妻も含む）が金銭をあげている。

以上のように、A 氏、A 氏の父母（と同居の娘夫婦・子ども）、A 氏の妻の父母（と同居の娘）はそれぞれ別の世帯を営んでいるが、日常の家事や生活費は、世帯の境界を越えて相互に頻繁に交換されている。A 氏の父母や、妻の父母は、同居の子どもだけでなく、別居の子どもにも経済的に扶養されている。また家事サービスの世帯間の交換には、メイドが大きな役割を果たしている。

5.2 メイドの共有

A 氏の親族で見られた「メイドの共有」とでも呼べるようなやり方は、そのほかの事例でもしばしば見られた。

B さん（女性）は 50 歳代で、夫も同じく 50 歳代である。B さんはフルタイムで働いているが、夫は退職しパートタイムの仕事についている。子どもは上の子どもも結婚して独立しているが、下の子どもも 20 歳代で学生である。夫の父はすでに亡くなつたが、母が 80 歳代で、夫の弟（既婚、子どももあり）と同居している。夫は 6 人兄弟である（これ以外に姉妹については、本当にいないのか、インタビューでは言及されなかつたのか不明）。メイドは、B さんの自宅では雇っていないが、夫の母の家（つまり夫の弟の家）できょうだいたちがお金を出し合って雇っている。そしてそのメイドに、別居のきょうだいたちが洗濯物などを持ち寄り、洗濯をしてもらっている。

C さん（女性）は、（年齢はたずねられなかつたがおそらく）30 歳代で、夫も同じだと思われる。C さんには 10 歳と 8 歳の子どもがいて、在宅勤務中心の仕事をしている。夫は被雇用者である。夫の父は亡くなつたが、夫の母はメイドとともに暮らしている。この母には財産があり、その収入で暮らしている。この母の家へ、夫の弟（=母の息子）とその妻・子どもが、食事をしに毎日やってきて、メイドの作った食事を食べる。洗濯も、このメイドにやってもらっている。また夫の弟の子どもは、ほとんどこの母の家で過ごし、母とメイドにめんどうをみてもらっている。

これらの事例では、メイドは住み込んでいる世帯の家事を行うだけでなく、別世帯を構えている親族の家事も行っているのである。

5.3 「自分で家事」という規範は弱い

インタビューを行ったシンガポールの中流以上の階層の家庭では、家事自体を自分たちではあまりしていない。メイドに任せたり、また食事は外食ですますことがごく普通である。平日は、朝は簡単なものを食べる、あるいはメイドが作ったものを食べる。昼は職場で外食をする。夜は親の家に行って食べるか、自宅でメイドが作ったものを食べる、あるいは外食、というのが大方のパターンである。週末は、朝・昼は自宅近くの屋台やファーストフードで軽い食事を取り、夜は親の家できょうだいたちが集まって親、あるいはメイドの作った食事を食べることが多い。また洗濯や掃除は、自宅で雇っているメイドにしてもらったり、親やきょうだいの家で雇っているメイドにしてもらうことが多い。

ただし、「家事と育児は別」という考え方もしばしば聞かれ、家事はメイドなどに任せてもよいが、子どもの世話は親族がする（あるいは実際の世話はメイドがしても、親族がそばに付き添って監督する）のがよいと考えられている。

5.4 同居と経済的支援は別

先に見たA氏の例では、きょうだいたちのうちもっとも多くその父母を支援しているのは、同居の娘であった。このような例は多くみられる。しかし、父母と同居している子どもと、父母の経済的支援を最も多くしている子どもが異なるという例も、よく見られた。

Dさん（女性）は、有職の50歳代の女性である。夫の年齢を聞くことはできなかったが、ほぼ同世代と思われ、夫も働いている。子どもは20歳代の未婚の息子が2人で、1人は海外に留学中、もう1人は兵役中である。Dさんの父はすでに亡くなつた。母は80歳代で、痴ほうがある。最近まで独身の息子（=Dさんの弟）と同居し、近くに住む娘=Dさんの姉（既婚、無職）が毎日たずねて世話をしていた。しかし母が徘徊などをするようになり、安全面で心配になつたので、半年ほど前から老人ホームに入所させた。在宅時の母の生活費は、母とは別世帯のDさんがおもに負担し、姉も少し援助していた。現在の老人ホームの費用についても、同様である。その理由は、きょうだいのうちでDさんが最も経済的にゆとりがあるからだと思われる。

また、E氏は30歳代の男性で会社を経営している。妻も30歳代で会社員として働いている。子どもは8歳と1歳の2人で、メイドを雇用している。E氏のきょうだいは、兄と姉2人であるが、兄と1人の姉（ともに既婚）はアメリカに住んでおり、もう1人の姉（既婚）はシンガポールで両親の家の近くに住んでいる。E氏の父母は元気である。母は、平日はE氏の家に同居し、メイドが家事・育児をするのを管理するような役割を果たしている。週末になると母は自分の家に戻り、そこへ近くに住む娘夫婦が訪ねてくるので、娘夫婦と一緒に過ごす。父は、冬はアメリカの姉のところに住み、夏はシンガポールに住んで母と行動を共にする（つまり、E氏の家と父母の自宅を行き来する）。父母の生活費はきょうだい4人で分担しているが、最も多く負担しているのは、アメリカに住む姉である。この姉の夫は経済的に成功しており、きょうだいのなかでもっとも裕福だからである。

5.5 自分たちは老後、経済的に自立したい

以上のように、シンガポールの現役世代は多くの場合、親を経済的に扶養している。上の例では、Cさんの夫の母（財産がある）を除いて、すべて子どもが親を経済的に支援していた。それでは現役世代は自分たちの老後については、どう考えているのだろうか。

A氏は、現在母親を介護しているからか、おもに介護について語ってくれたので、A氏の回答については、次の介護についての項で紹介する。

Bさんは、老後のめんどうを子どもたちに見てもらおうとは思っていない。老後の生活費は、自分の収入（夫は退職し、パートタイムの仕事をしている）、貯金、CPF、不動産賃貸料などで何とかしたいと考えている。

Cさんも、老後の金銭的なやりくりは自分たちの責任だと思うと述べている。

Dさんの考えは次のようなものである。老後の収入源として、多くの保険を用意している。その次はCPFであり、息子たちに頼るのはその次である。またできれば働いて収入を

得たい。ただ、息子たちに親を経済的に扶養することを要求はしない。でも、今、自分たちが自分の親にしていることを子どもに見せ、家族は大切だという価値観を伝えたいと考えている。

E 氏は、老後の経済的扶養については、自分たちが裕福ならば子どもの援助は要らないが、足りなければ子どもに出してもらいたいと考えている。その理由として E 氏は「自分たちもそうしてきたのだから」と述べた。

以上のような答えから、全体として、経済的には、老後は子どもたちに頼りたくないと考える現役世代が多いことがわかる。しかしその収入源としては、CPF は決して中心的なものと考えられておらず、保険、不動産収入、稼働所得など様々な収入源の 1 つとして考えられている。ただし、国家や社会への依存という考え方を持っている人はほとんどいなかった。インタビュー中に、日本の年金制度における賦課方式について説明すると、「日本はそのような方法をとっているのか」と珍しがられた。

また老後の住まい方については、子どもの家族と同居したいと答える人はほとんどいらず、別居して頻繁に行き来したいという回答がほとんどだった。

5.6 介護は在宅でメイド

それでは、介護についてはどう考えているのだろうか。A 氏は、現在母親を介護している。A 氏によると、自分たちは 5 人きょうだいで母親の介護を分担しているが、息子は 1 人で親 2 人を見るのは無理だろうから、息子には頼れない。だからできるだけ元気で自立してみたいと述べている (A 氏には娘もいるが、娘に頼るという考えはないようであった)。また A 氏に、妻に介護してもらう可能性について訪ねると、即座に冗談めかして「そのためには妻が複数必要です」という答えが返ってきた。つまり自分たちは 5 人で介護を分担しているのだから、妻とはいえ 1 人で介護をすることは大変だという認識なのではないだろうか。

次に B さんは、介護について「在宅で人を雇うのは、それ以外に方法がないならよいと思う。老人ホームへ入ることは悲しい、しかし子どもたちがそう選択したなら仕方がない」という考えであった。

C さんは、介護については、子どもたちが均等にめんどうをみるべきだと考えている。

D さんは、介護を息子には期待しないと考えている。D さんの選択肢の第 1 は、夫婦で介護をすることであり、その次は在宅で人を雇うことである。

E 氏は、経済的扶養については、自分たちが裕福でなければ子どもにお金を出してほしいと述べたが、介護については、自宅でメイドを雇って介護をしてもらいたいと考えている。

以上のように介護については、子どもにしてもらいたいという人もいたが、多くは、メイドを雇うという方法を希望していた。そもそも先に見たように、シンガポールの中流以上の階層では家事労働自体を自分たちですることは非常に少ない。このような社会では、通常の家事労働よりさらに重い介護という労働を、家族に任せるということは、家族にとって負担が大きいことだと認識されているようである。介護を妻に頼りたいとは思わないのかという調査者の質問に対して、A 氏が即座に「妻が複数必要」と答えたことが非常に印象に残っている。

6 結論

シンガポールにおける CPF という制度は、家族の自助という考え方をその基本に持つ制度である。この制度の下で、シンガポールの人々は、親子と、親を媒介にしてきょうだいどうしの間で、お金と家事サービスのやり取りをすることによって、日々の生活と、幼い子どもや高齢者の世話を対処していた。したがって、お金と家事サービスのやり取りは、同居の家族を越えて、別居の親子・きょうだい間で頻繁に行われていた。また必ずしも同居している子どもが親の扶養責任を最も多く負っているとは限らず、それぞれの家族の事情に応じて、親との同居と、経済的扶養を使い分けていた。このようにシンガポールの中流階層以上の人々は、現在の制度に適応する形で老親の扶養を行っていた。このような扶養の仕方を可能にしている条件として、中流階層の経済的豊かさに加えて、きょうだいの数が多いこと、国土が狭いことにより親族相互の往来が容易であること、またメイドという安価な家事サービスの供給源が存在することがあると思われる。

現役世代はこのようにして、現在、自分の親を扶養している。しかし自分たちの老後に関しては、少なくともインタビューに応じてくれた中流以上の階層の人々は、経済的に子どもに頼ることはしたくないという意識を持っていた。彼ら／彼女らは、老後、経済的に自立する方法として、保険、不動産収入、CPF、稼働所得などを考えていた。しかし国家や社会への依存という考えを持っている人はほとんどいなかった。一方、介護については、介護を家族にさせることは家族に大きすぎる負担をかけるという意識を持っている人が多かった。むしろメイドなどを雇って在宅で介護をされたいと考える人が多かった。

以上のように現役世代は、老後は経済的に自立したいという意識が強い。また現代の現役世代は、子どもの数も1～2人なので、彼ら／彼女らが現在行っているようにきょうだいで協力して親を扶養することは、現在以上に難しくなると思われる。このような状況のもと現役世代の人は、今後おとずれるであろう自分たちの老後に、どのような方法で対処していくのだろうか。その方法は、社会経済的階層によって異なるのだろうか。またシンガポール政府は、現在の「家族の自助」にもとづく制度を維持し続けるのか、あるいは少しずつ「社会全体による扶養」という要素を取り入れていくのだろうか。

シンガポールの合計特殊出生率は2001年には1.41、2002年には1.37と、それ以前の予想を越えて下がり続けている。したがって高齢化のスピードも、予想を越えて速まっていく可能性が高い。このような状況の中で、シンガポールの高齢者扶養のあり方は変化が迫られており、今後、何らかの変化が見られると思われる。

〔文献〕

- Edmond Lee Eu Fah and Yeo Yen Fang, 2003, "Singapore's Demographic Trends in 2002," *Statistics Singapore Newsletter* (September 2003), Singapore Department of Statistics (<http://www.singstat.gov.sg/ssn/feat/nov2003/pg10-13.pdf>).
- Hateley, Louise and Tan, Gerald, 2003, *The Greying of Asia: Causes and Consequences of Rapid Ageing in Asia*, Singapore: Eastern Universities Press.
- Hermalin, Albert I. (ed.), 2003, *The Well-being of the Elderly in Asia: A Four-country Comparative Study*, The University of Michigan Press.

- 河畠修、2001、『高齢者の現代史—21世紀・新しい姿へ』明石書店。
- 百瀬孝、1997、『日本老人福祉史』中央法規。
- 内閣府大臣官房政府広報室編、2003、『月刊世論調査』35(8)。
- 内閣府大臣官房政府広報室編、2004、『月刊世論調査』36(1)。
- Singapore Department of Statistics, 2001, *Census of Population 2000: Demographic Characteristics*.
- 総理府統計局編、2003、『日本の統計』日本統計協会。
- 山崎広明、1988、「厚生年金制度の『抜本改正』過程」、東京大学社会科学研究所編『転換期の福祉国家（下）』東京大学出版会、79-169。
- 矢野恒太記念会編、2000、『数字でみる日本の100年—20世紀がわかるデータブック』国勢社。